



導入した機械で皆伐を実施

目次

- 1. 第50回通常総代会終了 p1
- 2. 令和2年度決算関係 p2
- 3. 令和3年度事業計画 p3
- 4. 受賞者の紹介 p4
- 5. 役員紹介、退任者挨拶 p5
- 6. お知らせ p5
- 7. 総代改選名簿 p6
- 8. 計 報 p7

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和3年4月末現在)

組 合 員 数 1,222名

森林所有面積 9,671ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

春暖の候、組合員の皆様には、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて私事、去る2月25日の通常総代会で任期満了に伴う役員改選、その後の理事会において推薦頂きまして代表理事組合長の重責を務めさせて頂くことになりました。「木津勝(きつ まさる)」です。微力ではありますが、森林組合の発展に精一杯力を尽くして参りますので、組合員皆様のご協力とご理解を心からお願い申し上げます。

さて、新年度予算に植林支援事業(未来森)の後継として「豊かな森づくり推進事業」が創設されました。当組合における令和3年度森林整備予算については前年比94・6%の配分決定となりました。コロナ禍で経済活動が先行き不透明であります。本年度予算と森林環境譲与税を活用して地域の実情を解消できるように行

政に相談させて頂きながら着実に森林整備を実施して参ります。

3月に森林づくりを担う作業員の人材確保と定着のため、通年雇用できるよう補助制度を活用し、直営でも造材出来るバックホーを導入致しました。安全作業に努め、担い手を育成して参ります。

東神楽町森林組合との合併は、引き続き協議を重ねて参ります。

今もなお新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の悪化が懸念されます。一日も早く通常の日常生活に戻ることを願うとともに、皆様一人一人が自分を守って頂きたいと思

います。最後に役員一体となって組合の事業計画達成に向け組合運営を進めて参りますので、組合員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

第50回通常総代会を終了

令和3年2月25日、旭川市民文化会館にて第50回通常総代会を開催し



挨拶する小檜山前組合長

ました。当日、総代定数209名のうち本人出席39名、委任代理人出席11名、書面決議133名、合計183名の出席となりました。議長に東旭川地区の菅野孝夫総代を選任して、上程された議案すべてが原案どおり承認決定を頂きました。小檜山前組合長は開会挨拶で、「コロナ禍の中、多くの総代各位のご出席を頂きました事にお礼を申し上げます。令和2年度の事業概況について、令和元年度より蔓延して未だ先の見



議長挨拶する菅野総代

えないコロナ禍の中の事業展開。各加工場の製品販売が滞り原木在庫の過剰で、受け入れて貰えない時期もあり皆様の山林整備が思うように出来ない中、下請け事業体と調整を図り計画していた主伐から秋植栽の地植えに前倒しで実施したり、針葉樹から広葉樹に変更して間伐をするなど、木材需要の状況に応じて柔軟に事業を実施して参りました。

また、旭川市・比布町有林の森林整備のほか、近隣組合の植林、下刈などの請負事業も取組み事業確保に努めました。民有林の整備促進のため旭川市林政アドバイザーとして当組合の森林施業プランナーが活動しました。一般市民に対してのサービスとしてタケノコ販売、きのこ資材の販売も実施致しました。

職員・作業員・協力事業体の頑張りに引き続きさまざまな事に取組み、森林保育を重点に事業を進め組合員皆様のご協力を得て、当期末処分剰余金8,590,127円となりました。令和3年度の事業方針は、今年度もコロナ禍の中、今組合として出来ることに全力で取り組み柔軟な考え方で森林整備を進めます。通年雇用で担い手を育成・確保するため、補助金制度を活用した林業機械の導入や今後は、昨年旭川市内



総代会風景

に開校された北の森づくり専門学院のインターンシップ受け入れにも協力していきたいと考えています。路網整備と林道草刈りは地区別懇談会で貴重なご意見を頂きました。予算に限りがありますが、公平に各地区で整備できるよう取り組みます。現在、様々なイベントや会議が中止・制限されていますが、国や北海道の感染症対策の要請に従った中で最善策をとりながら、笹の平のタケノコ販売、きのこ講習会、森林環境教育に取り組みます。東神楽町森林組合との合併は、今年度も引き続き協議して参ります。次期系統運動は一年延期されました。4月1日に一部改正される森林組合法も踏まえ、策定に向け具体的に協議を進めて参ります。最後に令和3年度の事業運営にあたり、組合員の皆様のご協力の下で役員一丸となってコロナ禍の厳しい状況を乗り越えた、「い」と挨拶が見え、総代会は、コロナの収束が開催となりました。

議案

- 議案第1号
令和2年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について
- 議案第2号
令和3年度事業計画の設定について
- 議案第3号
令和3年度賦課金の額、徴収時期及び徴収方法の決定について
- 議案第4号
令和3年度内における借入金の最高限度額決定について
- 議案第5号
令和3年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について
- 議案第6号
一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について
- 議案第7号
余裕金の預け入れ先の決定について
- 議案第8号
各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について
- 議案第9号
令和3年度役員報酬の決定について
- 議案第10号
役員選任について
- 議案第11号
退任役員に対する慰労金の支給について
- 付帯決議
議決事項中、権利義務に関与しない字句修正、その他軽微な事項については、組合長に一任されたい。

令和3年度事業計画

●運営の基本方針

- (1) 昨年の経験等を活かし、柔軟なやりくりで植林、下刈、間伐等の森林整備を進めて参ります。
- (2) コロナによる打撃を少しでも回避するため、支障木伐採のほか近隣組合の森林整備、旭川市、比布町発注の事業を多く受注出来るよう取組み林業従事者の雇用維持にも努めます。
- (3) 通年雇用で担い手を育成・確保するため、補助制度を活用した、林業機械の導入も進めます。
- (4) 路網整備と林道草刈は、各地区で整備出来るよう取組みます。
- (5) 労働災害発生防止に努めます。
- (6) 国や北海道の感染症対策の要請に従った中で最善策をとりながら、笹の平のタケノコ販売、きらこ講習会、森林環境教育に取り組めます。
- (7) 東神楽町森林組合との合併は、今年度も引き続き組織体制、財務事項、事業関係等を協議して参ります。
- (8) 次期系統運動の策定に向け協議。

●指導部門

- (1) 秋に正式決議される次期系統運動「J Forestビジョン2030（仮称）」の策定
 - (2) 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
 - (3) 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り、その他）
 - (4) 森林認証の普及
 - (5) 山火事予防と不法投棄防止の啓発
 - (6) 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）
- 販売部門
- (1) 集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元を努める
 - (2) 系統販売力の強化と経費の削減に努める
 - (3) コロナ禍における原木流通の状況を見極め、森林所有者の意向に応えられる様、人工林の皆伐を推進
 - (4) 薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

・森林整備事業

- (1) 森林経営計画を基本に森林整備の予算確保と活用で、事業を実施

森林整備計画

植林	48 ha
準備地拵	4 ha
下刈	187 ha
利用間伐	83 ha
皆伐	50 ha

- (2) 民間事業者との連携を図り、効率的な森林施業に努める

- (3) 搬出間伐・下刈・植林の森林整備は所有者負担を願ひ、森林整備の推進に努める

- (4) 主伐地に対する確実な再造林を行ひ、造林未済地の解消に努める

- (5) 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催し、災害ゼロに努める

・利用事業

- (1) 林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む

- (2) 請負事業と市有林、町有林入札への積極的参加により、事業量の確保を図る

- (3) 森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務の取扱い

●購買事業

- (1) 造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋
- (2) 野鼠駆除剤の斡旋
- (3) きのこ栽培資材の斡旋（原木、楢木、各種菌）
- (4) 暖房器具の斡旋

・林地供給事業

- (1) 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買

- (2) 森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋

- (1) 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- (1) 組織及び経営の体制強化を図るため、広域合併を協議検討

- (2) 林地流動化に伴う組合所有林の取得等について

- (3) 森林環境譲与税の活用方法の検討

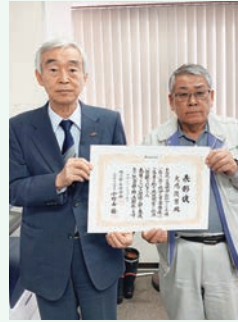
- (4) 高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

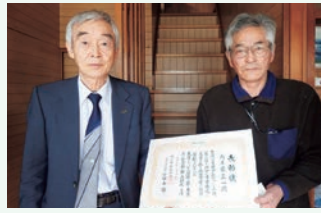
- (1) 車両運搬具
・林業機械の導入（ハーベスター）
26,400千円

総代10期勤続表彰

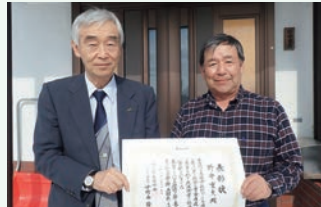
旭川市森林組合表彰規程にもとづき総代10期勤続者に後日、表彰状と記念品をお渡ししました。受賞された方は次のとおりです。おめでとうございます。



右から大場俊男さん、木津組組長



右から内生蔵正一さん、木津組組長



右から野中重夫さん、木津組組長

◎総代10期勤続表彰者

1区	江丹別・神居	江刺	正博
1区	江丹別・神居	北澤	良敏
3区	東旭川	大場	俊男
3区	東旭川	内生蔵	正一
4区	東鷹栖	黒川	政美
4区	東鷹栖	野中	重夫
4区	東鷹栖	布施	弘
4区	東鷹栖	山口	武雄
			様

上川総合振興局 森づくりコンクール 大久保正義氏が 優秀賞を受賞

令和2年度上川総合振興局森づくりコンクールで東旭川町瑞穂に所有する大久保正義さんのトドマツ33年生の山が優秀賞に入賞されました。後日、上川総合振興局上川南部森林室より賞状及び記念品が手渡されました。



大久保さんの所有山林(東旭川)

大型林業機械を導入致しました

今後は、直営作業員を通常雇用で育成・確保するため、バックホーを導入致しました。機械導入にあたり、旭川市では、昨年森林環境税を活用した独自の「旭川市林業担い手確保育成支援補助制度」が創設されました。当組合はバックホーを申請し、今年3月に導入致しました。林業の担い手確保並びに若年層が林業の担い手として活躍できる環境整備を目的としており、令和3年度はハーベスター導入の準備を進めて参ります。



クマにご注意下さい!!

山菜採りの時期となりました。クマとの出会いに十分ご注意ください。

【注意すべき事項】

- ①ラジオなど音の出る物で、自分の存在をアピールする。
- ②クマの行動が活発になる早朝、夕方は注意しましょう。
- ③一人での行動は避けること。

【もしもクマに遭遇したら】

- ・落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくり後退して下さい。
- ・クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



山火事注意

林野火災の出火原因は、人為的な過失によるものが多く、ごみ焼き、たばこの不始末がほとんどです。4~7月は林野火災の発生件数が高く

危険期間：4月1日から6月30日

強調期間：4月21日から5月31日

となっています。

私達、一人一人が火の取扱いに十分注意しましょう。



旭川市森林組合役員紹介

去る2月25日の総代会で選任されました新執行体制の役員を紹介致します。
今後共宜しくお願い申し上げます。



理事
小檜山 隆
(選任区 3区)



副組合長
角 一郎
(選任区 4区)



副組合長
明田 教義
(選任区 5区)



代表理事組合長
木津 勝
(選任区 3区)



理事
安田 進
(選任区 2区)



理事
樺 芳夫
(選任区 2区)



理事
品川 功
(選任区 1区)



理事
安孫子 順一
(選任区 4区)



監事
日下 猛文
(選任区 1区)
新任



代表監事
高倉 忠
(選任区 3区)



理事
武石 正志
(選任区 1区)



理事
定岡 秀樹
(選任区 5区)



監事
鈴木 富士夫
(選任区 1区)
1期3年



理事
遠藤 正明
(選任区 5区)
3期6年9ヶ月

退任役員挨拶

森林組合の役員として永きに亘り事業運営に参画出来ましたこと思い出多い経験になりました。組合員各位の御協力を戴き職務を全うすることが出来ましたこと心からお礼申し上げますと共に、組合員の御繁栄と組合の御発展を祈願し退任のご挨拶とします。

組合の 休日変更の お知らせ

昨年まで5月1日～11月30日は第2、第4土曜日が休日でしたが、
令和3年5月1日より完全週休2日制に移行することになりましたので、お知らせ致します。

●業務時間：変更ありません

◎夏季時間 (5月1日～11月30日) 8:00 ～ 17:00

◎冬季時間 (12月1日～4月30日) 8:30 ～ 17:00

●休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 木津 勝
 従業員数 24名
 組合員数 1,222人
 森林所有面積 9,671 ha
 出資金 92,382千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

(前) 総代	(前) 総代	(前) 総代	(前) 総代	(元) 役員
山 中 憲	吉 中 憲	久 保 裕	熊 谷 恒	坂 上 恒
明 清 進	明 清 進	明 清 進	明 清 進	明 清 進
令和二年十一月十八日	令和二年九月二十七日	令和二年九月十二日	令和二年四月十六日	令和二年八月二十九日

組合の役員として、永年に亘り組合の事業推進にご尽力をいただきました比布地区の元役員坂上恒一様が亡くなられました。また、前総代4名の方が、この1年間に亡くなられました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

訃報

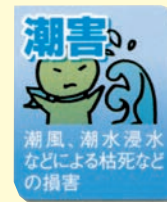
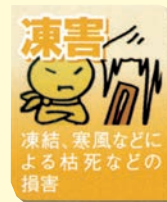
(令和2年4月～令和3年3月)

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
 お支払いの
 対象となる
 8つの災害



旭川市森林組合